

令和8年 春の火災予防運動

4月20日(月)～4月30日(木)

防火標語「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」



この運動は、乾燥や強風により火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、市民の皆さんに火災予防に関する意識を高めていただくことで、火災の発生を防止し、火災から尊い生命と貴重な財産を守ることを目的として全道一斉に実施します。

次のことに注意して火災の発生を防ぎ、もしも火災が発生しても被害を少なくするようにしましょう。

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

4つの習慣

- 1 **寝たばこは絶対しない、させない**
- 2 **ストーブの周りに燃えやすいものを置かない**
- 3 **コンロを使うときは火のそばを離れない**
- 4 **コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く**

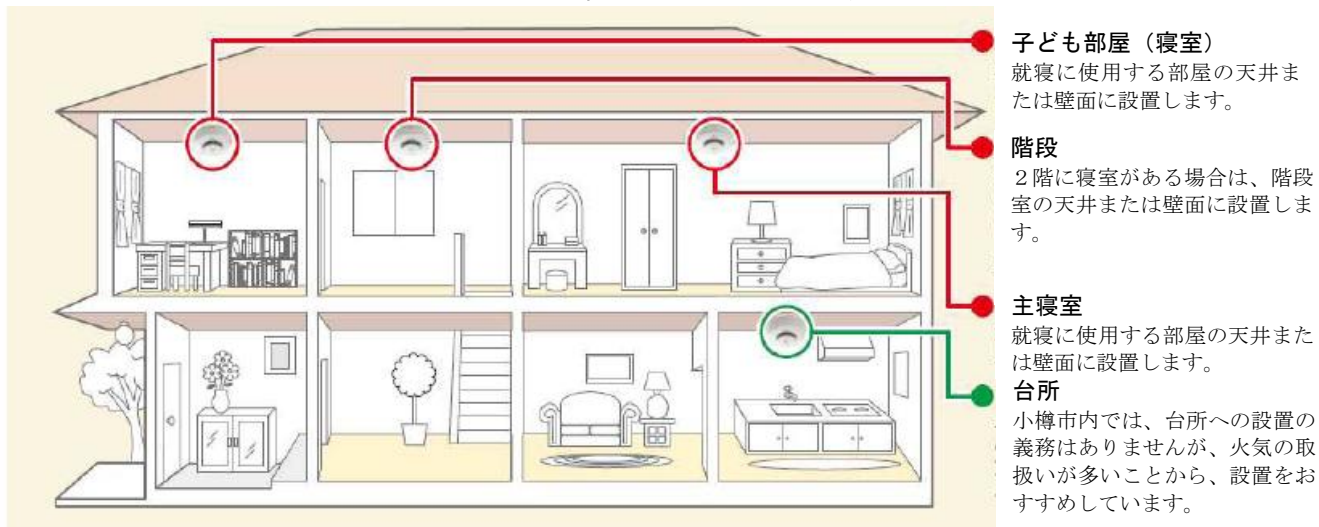
6つの対策

- 1 **出火防止**
過熱防止センサー
火災の発生を防ぐために、ストーブやコンロ等は安全装置の付いた機器を使用する
- 2 **早期発見**
定期的な点検
ボタンを押す ひもを引く
火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を設置し、定期的な点検して10年を目安に交換する
- 3 **延焼拡大防止**
防火カーテン
防火アームカバー
火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する
- 4 **初期消火**
火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく
- 5 **早期避難**
お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- 6 **地域の助け合い**
防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

皆さんがお住まいの住宅には、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

※マンションやアパート等で自動火災報知設備等が有効に設置されている場合は、住宅用火災警報器の設置は必要ありません。

○ 住宅用火災警報器の取り付け場所 ○



○ 消防職員が住宅用火災警報器の取り付け作業をお手伝いします。○

住宅用火災警報器を購入したものの、天井や壁に取り付ける作業が困難な高齢者や障害者などの避難行動要支援者が居住する世帯に対し、消防職員が住宅用火災警報器の取り付け作業をお手伝いします。

○ 住宅用火災警報器の作動確認をしてください！ ○

「点検をしても警報音が鳴らない場合は」

- ① 電池が、きちんとセットされているか確認してください。
- ② 故障か電池切れか分からないときは、取扱説明書を確認するかメーカーにお問い合わせください。

※ 住宅用火災警報器を設置してから10年以上経過している場合は、内部の電子機器が劣化しているおそれがあるため、本体の交換をおすすめします。

○ 春の火災予防運動・住宅用火災警報器に関する問い合わせ先 ○

消防本部予防課	22-9181	銭函支署	62-2851
消防署	22-9171	手宮支署	33-0050
花園出張所	23-4102	オタモイ支署	26-2801
朝里出張所	54-8104	蘭島支所	64-2161